

救 マ ー ク の 交 付 基 準 表

施設等の種別	区 分		交付に必要な有資格者数及び自動体外式除細動器（A E D）設置数	
			有資格者数	自動体外式除細動器（A E D）設置数
旅館 ホテル等 飲食店	従業員数	50人以上	普及員等若しくは上級修了者が2人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	1台以上
		49人以下	普及員等若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の10%以上	
百貨店等 物品販売業	従業員数	500人以上	普及員等若しくは上級修了者が3人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	1台以上
		100人以上 499人以下	普及員等若しくは上級修了者が2人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	
		99人以下	普及員等若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の10%以上	
福祉施設	従業員数	100人以上	普及員等若しくは上級修了者が2人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	1台以上
		99人以下	普及員等若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	
上記以外の施設等			普及員等若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の10%以上	1台以上

備考

- 「普及員等」とは応急手当普及員、応急手当指導員を、「上級修了者」とは上級救命講習修了者を、「普通修了者」とは普通救命講習Ⅰ又は普通救命講習Ⅱの修了者をいう。
- 「福祉施設」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1（六）項ロ、ハ（保育所を除く。）の用途に供される施設をいう。
- 有資格者を算出するに当たって端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて算定するものとする。